

平成30年度 まえばし市民提案型 パートナーシップ事業 募集要項



市民と行政が一緒に取り組む
事業提案を募集します！



はないし博士
©前橋市みやぎ地域づくり交流会

○募集期間

7月23日(月)～10月4日(木)

○事業説明会

日時 8月23日(木) ①19時から

(Mサポセミナー「協働入門」と合同開催)

9月 4日(火) ②14時から ③19時から

場所 前橋市中央公民館 ①505学習室 ②③501学習室
(前橋市本町2-12-1、前橋プラザ元気21 5階)

※②③の説明会については事前申込不要

○審査期間(予定)

平成30年12月～平成31年2月

○事業実施

平成31年4月以降

パートナーシップ事業に関するご相談・お問い合わせ

前橋市生活課地域づくり係

電話 027(898)6510(直通)

Eメール seikatu@city.maebashi.gunma.jp



ホームページはこちら↑

1 「まえばし市民提案型パートナーシップ事業」とは？

この事業は、市民と行政とのパートナーシップづくりを促し、多様な主体により様々な市民サービスが提供される豊かな地域社会と、誰もが安心していきいきと暮らせるまちをつくることを目的として実施しています。

市民の皆さんから提案された事業を、あらかじめ設置した「審査委員会」により審査・採択し、市民と行政が対等な立場で、それぞれ役割を担って実施するというものです。

2 事業を提案できるのは？

事業を提案できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 営利を目的とせず、公益的な活動を行う団体であること
(NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、自治会、地域づくり協議会等)
- (2) 団体の運営に関する規約や会則等があり、会計処理が適切に行われていること
- (3) 提案した事業に係る実施体制が整っていること（人数は問いません。）
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体及び暴力団や暴力団員の統制下にある団体でないこと

3 事業テーマと要件について

(1) 事業テーマ

次の①、②どちらのテーマでも事業提案できます。

① 自由テーマ

市民の皆さんが日頃から課題だと感じていることを解決するための事業や、前橋に役立つと思う事業を、市と協働で実施する形で自由に提案してください。

② 規定テーマ

市からあらかじめテーマを提示し、これに関する事業提案を募集するもので、今年度の規定テーマは以下のとおりです。

※ 規定テーマに応募の場合、事前に市担当課へご相談ください。

No	規定テーマとその概要	市担当課
1	◇関係人口創出事業 観光以上定住未満という、1度きりの観光来訪ではなく、様々な想いを持って何度もその地を訪れるようになる人たちのことを「関係人口」と言います。 本格的な人口減少社会を迎える中で、その獲得が地域活性化や地域に変化を生み出す人材の獲得に期待できるとして注目されています。 新しい視点で本市における関係人口を増加させる事業提案を募集します。	未来の芽創造課 (シティプロモーション係) 電話:898-6513
	◇社会全体で子育てを応援する風土づくり 昨年7月に野村総合研究所が発表した「成長可能性都市ランキング」では、本市は「子育てしながら働ける環境がある」	
2		未来の芽創造課 (渉外係) 電話:898-6427

	<p>全国第2位にランキングされました。</p> <p>その一方で、各種統計調査では、こうした本市の良いところや魅力が「市民に十分認知されていない」ことが明らかになっています。</p> <p>子育てをテーマに本市の暮らしやすさを可視化する取り組みなど、「社会全体で子育てを応援する風土づくり」に寄与することを目的とした事業を募集します。</p>	
3	<p>◇まちなかりノベーション事業</p> <p>本市では、まちなかの遊休不動産が増え続け、行政だけでは解決できない事態となっています。本格的なストック重視型社会を迎え、持続可能な社会への転換を進めるため、民間のノウハウを生かした既存建築物の安全安心対策を踏まえたリノベーションの事業提案を募集します。</p> <p>例：中心市街地に住みたくなる仕組みづくり、民間主導の行政参加型まちづくり</p>	<p>建築指導課 (建築安全係) 電話：898-6753</p>
4	<p>◇まちなか不動産情報集約事業</p> <p>本市では住宅転用促進事業などでまちなかの遊休不動産を活用した事業を行っていますが、対象とする不動産を持たない事業検討者からの相談も多く、需要に応じた不動産情報を提供して事業を推進したいと考えています。</p> <p>行政に來客する相談者と不動産を引き合わせるための、中立的な立場の不動産ネットワークやシステムが構築されること、また、不動産流通のベースに乗っていない潜在的な不動産資源の掘り起こしが進むような提案を募集します。</p>	<p>市街地整備課 (CCRC・計画推進室) 電話：898-6946</p>

(2) 対象となる事業の要件

次に掲げる全ての要件を満たす事業が対象となります。

なお、事業は審査委員会の審査を経て採択されたものが実施可能となります。

- ア 公益的、社会貢献的な事業で、市民の暮らしに役立つことが期待できる事業
- イ 団体あるいは市が単独で実施するよりも、双方が協力・連携して実施することで、より高い事業効果が得られる事業
- ウ 事業提案するNPOや市民活動団体等の専門性が発揮できる事業
- エ 前橋市内において実施効果が生じる事業（市外での活動は原則対象外）

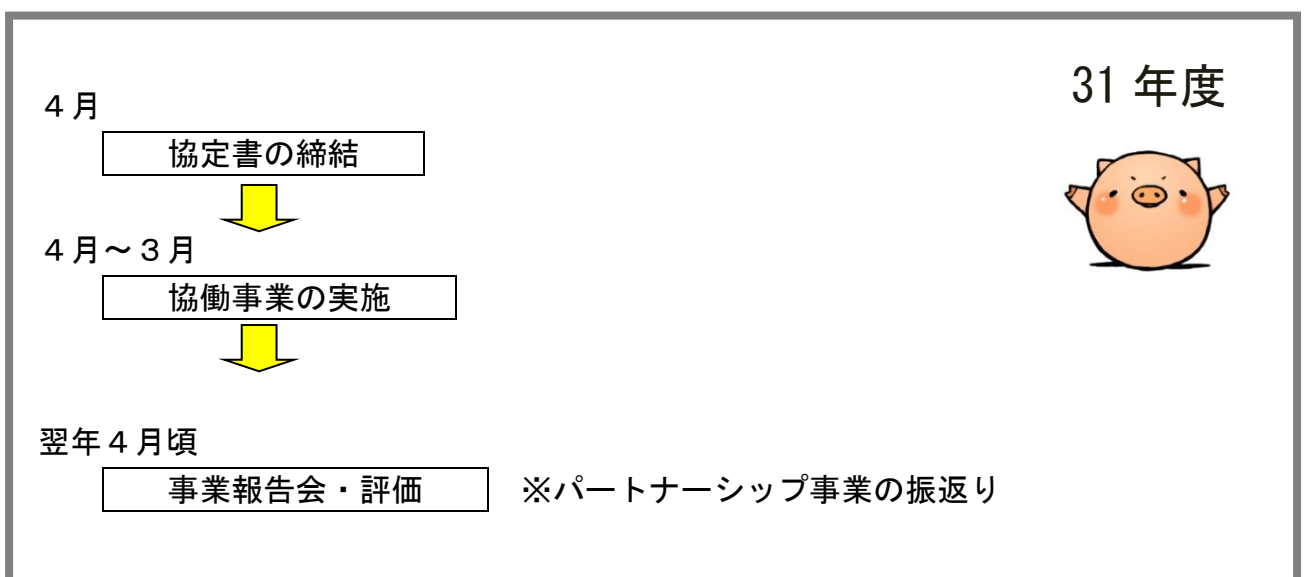
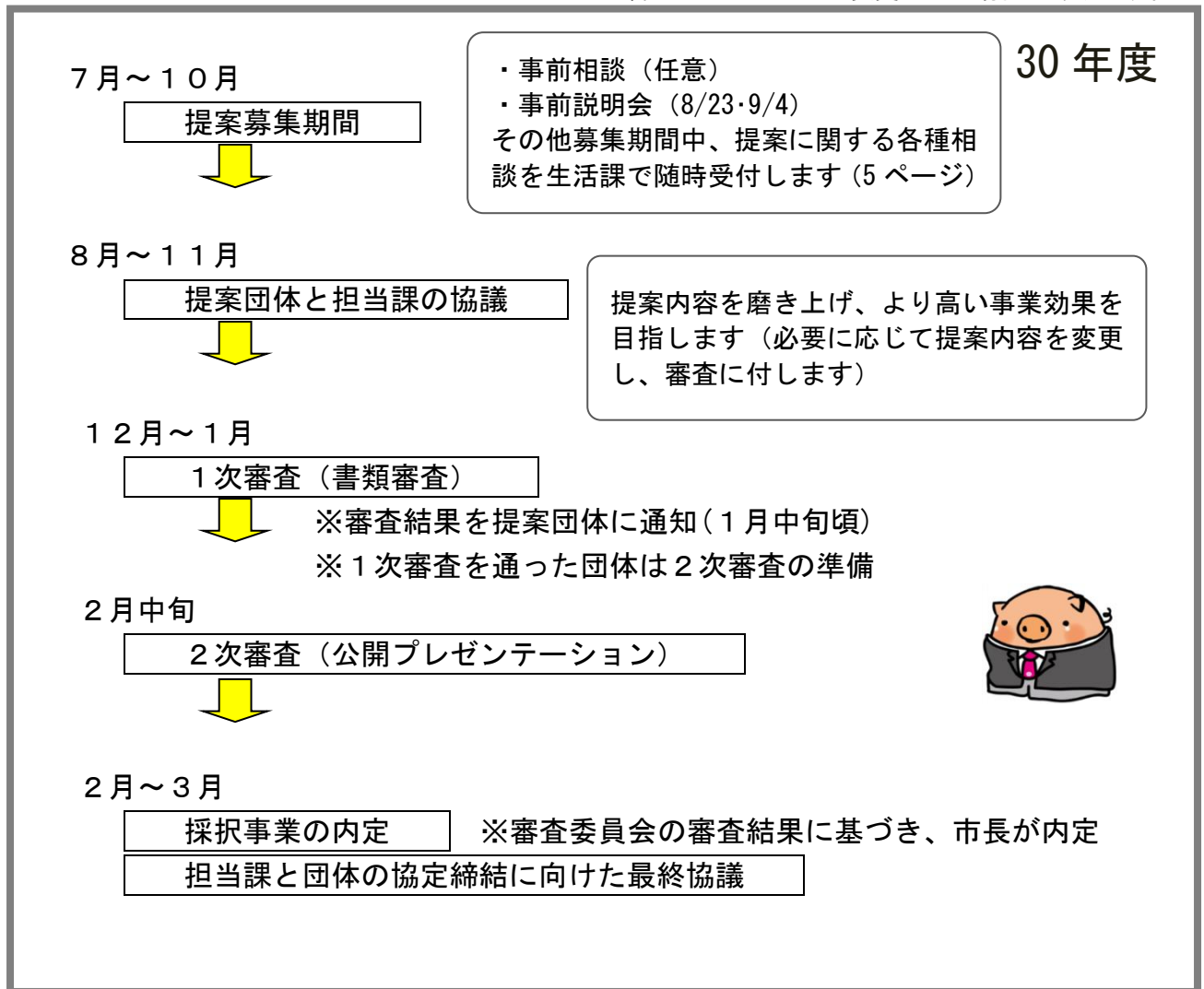
(3) 対象外の事業

次に掲げるものに該当する事業は、対象外となります。

- ア 営利目的と認められる事業
- イ 宗教または政治活動に関する事業
- ウ 施設整備を目的とする事業
- エ 市から他の助成金等を受けて実施しようとする事業
- オ 団体が単独で実施できるものや、単なる資金調達を目的とする事業

4 スケジュールについて

※審査スケジュールは変更になる場合があります。



5 事業期間及び事業費負担額について

(1) 事業期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間とします。

ただし、「短期間では効果が望めない」などの適正な理由がある場合、最長で2年間の事業を認める場合があります。

(2) 市の事業費負担

採択された事業に対して、1事業につき80万円／年を上限に事業費の一部を市が負担します。ただし、パートナーシップ事業に直接関係のない費用は対象外です。

また、希望する負担金額全額が認められるとは限りません。予算も審査対象であるため、適正な予算を見積もってください。

6 提案について

(1) 提案に必要な書類

提出書類	備考
まえばし市民提案型パートナーシップ事業提案書	様式第1号 ※
団体の規約または会則など	様式は問いません。
役員・会員名簿	
その他団体の活動内容等がわかる資料	

※様式1号は市ホームページからダウンロードできます。

(「市政情報」－「市民参加・募集」－「市民提案型パートナーシップ事業」)

※事業が採択された場合、提出された書類は参考として公表することがあります。

※提出された書類一式は返却いたしません。

(2) 書類の提出方法等

事業提案書は、下記のとおり提出してください。

提出期間 7月23日から10月4日まで

提出先 市役所2階生活課地域づくり係へ持参又は郵送(10月4日**必着**)

なお、**メールでの提出は受付できません**のでご注意ください。

《郵送の場合のあて先》

〒371-8601 前橋市大手町2-12-1

前橋市役所 生活課 地域づくり係あて

7 よりよい提案にするために

(1) 事前相談（任意）

「こんなことがしてみたいけど、実際に提案できるだろうか……？」

「やりたいことはあるけど、手を組んでくれる課があるだろうか……？」

そんな疑問に前もって対応し、事業提案がよりよいものになるよう、「提案意向確認票」を受け付けます。これにより、事前に事業概要の確認ができるとともに、市においてどんな課と協働できるかが調整できるため、提案後の協議がスムーズに進みます。

提出書類	備考
まえばし市民提案型パートナーシップ事業 提案意向確認票	募集期限の3週間前まで（7/23 ～9/14）受付します

- ・様式は市ホームページからもダウンロードできます。
- ・Eメール、FAX、郵送等により生活課地域づくり係あてに送付してください。
- ・最終的に提案に至らなかったとしても問題ありません。

(2) Mサポセミナー「協働入門」の開催

パートナーシップ事業において、重要な要素となる「協働」のあり方について、過去のパートナーシップ事業の実績を交えながら、基礎的なことを分かりやすく講演します。

日時：8月23日（木）19時から

場所：中央公民館 505学習室

講師：群馬大学 社会情報学部 准教授 小竹 裕人 さん

主催：前橋市市民活動支援センター（Mサポ）

住所：前橋市本町二丁目12-1 前橋プラザ元気21

電話：027-210-2196 FAX：027-237-0810

メール：21@maebashi-shiminkatsudo.jp

申込：8月20日までに上記へ氏名・住所・電話番号を電話・メール・FAXでお申込みください。

(3) 事前説明会の実施

提案内容の相談や提出書類の作成方法等について、下記のとおり計3回説明会を開催します。事前申込は不要です。内容は同じですので、いずれかにお気軽にご参加ください。

日時：8月23日（木）①19時から（Mサポセミナー「協働入門」と合同開催）

9月 4日（火）②14時から ③19時から

場所：前橋市中央公民館 ①505学習室 ②③501学習室

（前橋市本町2-12-1前橋プラザ元気21 5階）

提案後は、パートナーとなる市担当課との協議が必要になりますが、それまでは生活課地域づくり係にお気軽にご連絡ください。提案書類の作成方法や事業内容、事業費の積算に関するご相談なども受け付けます。

8 審査について

(1) 1次審査

提案いただいた全ての事業について、審査委員会が書類審査を行い、2次審査（公開プレゼンテーション）に進む事業を決定します。書類審査の結果は平成30年1月中旬までに提案団体にお知らせする予定です。

(2) 2次審査

1次審査を通過した事業は、公開プレゼンテーションで提案事業の内容、期待される効果などを発表していただき、その内容と1次審査の結果を踏まえ、審査基準に基づき審査委員会が採択事業を内定します。（発表は後日となります。）

なお、プレゼンテーション用の資料は原則としてパワーポイントで作成してください。

◇審査基準（重点項目：協働性・妥当性）

審査項目		審査のポイント
1	公益性	・時代や市民のニーズに合っているか ・地域の課題解決につながり、市民生活に役立つ事業か
2	特性	・団体の先駆性や専門性を活かした提案になっているか
3	実現性	・事業計画や収支予算、事業スケジュールは合理的で実現可能であるか
4	持続性	・提案事業を継続的に実施することは可能か
5	組織力	・事業を遂行できる組織体制及び能力を持っているか
A	協働性	・協働事業を実施することにより、団体と前橋市双方の目標を達成することができ、かつ相乗効果が得られるか ・団体と市との役割分担は適切か
B	妥当性	・市が負担金を支出して実施するにふさわしいか（総合評価）

※ 協働性・妥当性については重点項目となるため、審査において他の項目より配点の比重が高まります。

9 Q & A

Q1 私の団体は、NPO法人ではありませんが、提案できますか？

⇒もちろん提案できます。法人格の有無は問いません。

Q2 企業は提案可能ですか？

⇒企業からの提案は受け付けておりません。

Q3 事業で参加費や負担金などをもらうことは可能ですか？

⇒可能です。ただし、公益的又は社会貢献的と認められる範囲での収入としてください。また、収入は必ず事業の経費に充ててください。

Q4 公開プレゼンテーションでは何を行うのですか？

⇒一般観覧者や市の事業関係課職員などが集う会場で、公開の形で提案事業の紹介をしていただきます。説明に必要なパソコンやプロジェクターは市が用意しますが、発表用資料（原則としてパワーポイントを使っていただきます。）は各団体でご用意いただきます。

Q5 事業を提案するとしても、市のどんな課が関係するのかわかりません。

⇒事務局の生活課地域づくり係が間に入って、パートナーにふさわしい課を紹介します。

Q6 私の団体は人数が少ないので、他の団体の協力を得て事業提案したいのですが、可能ですか？

⇒可能です。団体同士がつながることも1つの「協働」です。ぜひ協力してご提案ください。

Q7 団体のスタッフは多いので、いくつかの事業を展開することができますが、提案できるのは1事業だけですか？

⇒1団体につき1事業とします。1事業に団体の全力を注いで提案してください。

Q8 市からの負担金はどんな経費に充てられるのですか？

⇒これまでの採択事業では、印刷費用や謝礼、事業用消耗品費などに負担金を充てています。また、必要に応じて飲料の購入費や弁当などの食事代も計上できますが、予算の内容も審査対象になりますので、適切に見積もってください。なお、長期にわたって使用することができる備品を購入した場合、事業期間終了後の所有権は市が持つこととなります。

いざ、協働！

お互いの力を発揮して、よいよい前橋をつくきましょう。

ご提案、お待ちしております！

